福祉教育ラボ

公開研修教材｜介護・障害福祉の職員、学生向け

ノーマライゼーションを学ぶ

保護から、暮らしの選択へ

単元 1 ～ 4 （約 2 時間）



2026 年 11 月 18 日時点の資料に基づく
CC BY 4.0 （条件はスライド 48 ）。講師用ガイドは巻末に

この研修について

ねらい

ノーマライゼーションが生まれた背景と広がりを、一次資料にもとづいて説明できる。理念と学問（社会モデル・ ICF など）と現場の場面をつなげ、本人が暮らしを選べる条件を考えられるようになる。

対象

介護・障害福祉の職員、新任職員、養成校の学生、実習生

持ち物

筆記用具、巻末の記入シート（印刷して配布）

導入 10 分
約束、事前チェック、登場人物

単元 1 なぜ生まれたのか 30 分
北欧の施設改革と 8 つの観点

単元 2 世界と日本への広がり 25 分
北米・自立生活運動・国連・日本

単元 3 理念と学問をつなぐ 25 分
社会モデル、 ICF 、自己決定

単元 4 事例で考える 20 分
介護と障害福祉の 3 つの場面

まとめ 10 分
事後チェック、明日から試すこと

 ｜ CC BY 4.0

はじめに：この研修の約束

1

事例はすべて架空

現代の場面と人物は、研修のために作ったものです

2

実在の人の話をしない

利用者・職員など、特定につながる情報は出しません

3

体験を話さなくてよい

自分や家族のことは、話したい範囲だけで

4

歴史を一人の英雄の物語にしない

家族・当事者・支援者・行政の動きが重なっています

5

正解は一つではない

本人にとっての「ふつう」は、人によって違います

6

無理をしない

つらくなったら休んでかまいません

 ｜ CC BY 4.0

この教材の根拠の示し方

書誌・歴史	歴史・書誌の資料（原著、人名辞典、学術論文、当時の記録など）
公的な資料	国・国際機関の資料（国連、外務省、内閣府、厚生労働省）
法律	法律の条文（ e-Gov 法令検索で確認）
FEL の整理	福祉教育ラボが、説明のために整理したもの
研修用の架空の情報	研修のために作った架空の事例の情報

合言葉：「ふつう」は、本人と一緒につくる。

 ｜ CC BY 4.0

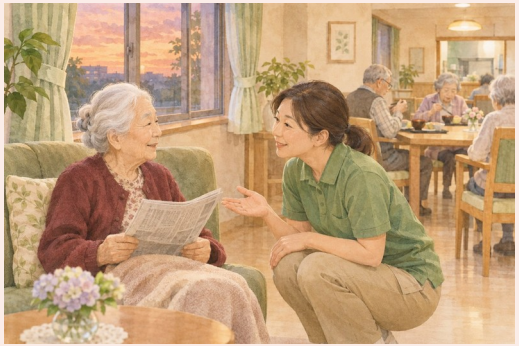
事前チェック｜〇か × か、直感で答えてみましょう

1	ノーマライゼーションとは、障害のある人を訓練して「普通の人」に近づけることである。	○	×
2	デンマークでは、知的障害のある人の親たちの運動が、 1959 年の法律につながった。	○	×
3	ニィリエが示した 8 つの観点は、全員が同じ時間割で暮らすための規則である。	○	×
4	自立生活運動は、本人が自分の暮らしを決めることを大切にした。	○	×
5	社会モデルでは、「できない」原因を本人の体だけでなく、社会の仕組みや環境にも見る。	○	×
6	「普通の暮らし」をすすめることは、どんな場合も本人のためになる。	○	×

答えは研修の最後に確かめます

 ｜ CC BY 4.0

登場人物（単元 4 の場面）



場面 A 特別養護老人ホーム

入居者のフミさん（80 代）。夕食を少し遅くしたい。介護職員のサエさん



場面 B 障害者のグループホーム

入居者のアオイさん（20 代）。休日の過ごし方を自分で決めたい。世話人のケンさん



場面 C 在宅の一人暮らし

シゲルさん（70 代）。近所づきあいを続けたい。ケアマネジャーのミホさん

場面と人物は架空です。挿絵は生成 AI で作成しました。

 ｜ CC BY 4.0

この研修の地図

単元 1　なぜ生まれた

北欧の施設改革
8 つの観点

→

単元 2　世界と日本へ

北米・自立生活運動
国連・日本の制度

→

単元 3　理念と学問

社会モデル・ ICF
自己決定

→

単元 4　事例で考える

介護と障害福祉の
3 つの場面

研修全体の問い

「普通に暮らす」とは、誰が決めるのでしょうか。

福祉教育ラボ「ノーマライゼーションはどのように生まれたのか」（2026 年 10 月）をもとに

福祉教育ラボ｜ノーマライゼーションを学ぶ 研修版（2026 年 11 月時点）｜ CC BY 4.0

単元 1
なぜ
生まれたのか

目安 30 分



この単元でできるようになること

- 20 世紀半ばの北欧で、何が問われたのかを説明できる
- デンマークの親の会・ 1959 年法・バンク - ミケルセンの役割を説明できる
- ニィリエの 1969 年の定義と 8 つの観点を言える
- 8 つの観点が「規則」ではないことを説明できる

最初の問い：守られている暮らしは、良い暮らし？

ある大きな施設の一日（架空）

6:00	全員が同じ時間に起こされる
7:00	大きな食堂で、決まった席・決まった食事
9:00 〜	建物の中で過ごす。外出は職員の都合しだい
17:00	夕食。食後はすぐに寝る準備
一年中	季節の行事も、誕生日も、同じ過ごし方

考えてみよう

- けがはない。食事もある
- それでも足りないものは？
- 誰が、この一日を決めている？

最初の問い　**守られている暮らしは、良い暮らしと言えるでしょうか？**

｜ CC BY 4.0

保護の名のもとに、暮らしが狭められた



親たちが批判したこと（デンマーク）

- 施設の過密
- 職員の不足
- 子どもの教育がない
- 大人の仕事がない
- 社会の差別

問われたのは、施設の有無ではなく、保護の名のもとで狭められた暮らしの条件

出典： E. Berg （1991）講演録（bidok）／福祉教育ラボ「ノーマライゼーションはどのように生まれたのか」

 ｜ CC BY 4.0

デンマーク：親の運動から、1959 年の法律へ

1950 年代はじめ

知的障害のある人の親たちが全国組織

→

1954 年

政府が法改正を検討する委員会

→

1959 年

知的障害者福祉法（デンマーク）

1959 年法のめざしたこと　知的障害のある人が、できるだけノーマルに近い生活を送れるようにする

問い　**法律ができれば、すぐに暮らしは変わるでしょうか？**

出典：Berg （1991）／ Dansk Biografisk Leksikon 「N.E. Bank-Mikkelsen」／ Nirje （1969） p.181

 ｜ CC BY 4.0

バンク - ミケルセンという人

行政官

デンマーク社会省の行政官（法学を学ぶ）

戦争の経験

レジスタンスに加わり、ナチスの強制収容所に入れられた

委員会の書記

1954 ～ 58 年、 1959 年法の土台となる委員会で書記を務めた

評価と批判

「父」と呼ばれることがある。社会参加への目配りが足りなかったという批判も

問い　歴史を「一人の英雄の物語」にすると、何が見えなくなるでしょう？

出典： Dansk Biografisk Leksikon 「N.E. Bank-Mikkelsen」／ Britannica ／ nordics.info 「Niels Erik Bank-Mikkelsen 1919–1990」

 ｜ CC BY 4.0

スウェーデン：ニィリエが原理を定義した（1969 年）

知的障害のある人に、社会の主流の規範や暮らし方に、できるだけ近い日々の生活のパターンと条件を利用できるようにすること

Nirje （1969） p.181 の定義の要旨（福祉教育ラボ訳）

変えるのは

本人ではなく、生活のパターンと条件

1969 年の原著の対象

知的障害のある人（その後、考え方が広げられた）

問い　**「本人を変える」と「条件を変える」は、どこが違うでしょう？**

出典： B. Nirje （1969） "The Normalization Principle and Its Human Management Implications" Kugel & Wolfensberger 編 Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded, 第 7 章

 ｜ CC BY 4.0

ニィリエの 8 つの観点

1. **1 日のノーマルなリズム**
   起きる・食べる・寝る
2. **1 週間のノーマルなリズム**
   住まい・仕事や学校・余暇の場が分かれる
3. **1 年のノーマルなリズム**
   季節・休暇・行事
4. **人生の段階での経験**
   子ども・大人・高齢期
5. **本人の選択と希望の尊重**
   本人の声を聞き、尊重する
6. **男女が共に暮らす世界**
   性別で分けられない暮らし
7. **ノーマルな経済水準**
   一般と同じ水準の収入や給付
8. **ノーマルな環境水準**
   住まいや建物の水準。地域から切り離さない

出典： Nirje （1969）第 7 章 pp.182–185 をもとに福祉教育ラボが学習用に要約

 ｜ CC BY 4.0

8 つの観点は「規則」ではない

まちがった使い方

- 全員を 6 時に起こすのが「ノーマル」
- 外出しない人を「ノーマルでない」と見る
- 8 項目を満たせば合格

ねらった使い方

- この人の暮らしの条件が、不当に狭められていないか見直す
- 本人がどう暮らしたいかを聞く
- 選べる条件をつくる

観点は、本人を当てはめる型ではなく、暮らしの条件を見直す窓

問い　**あなたの職場で「みんな同じ」になっていることは何ですか？**

 ｜ CC BY 4.0

ワーク：架空の一日を、 8 つの観点で見直す

ワーク｜ 6 分｜ペア

1. スライド 9 の「ある大きな施設の一日」を見る
2. 狭められていると思う観点を、 2 〜 3 つ選ぶ
3. 本人が選べるようになる条件を考える
4. 今の自分の職場にも、同じ見方を向けてみる

昔の施設を責めるためではなく、今の暮らしの条件を見直すためのワークです

 ｜ CC BY 4.0

単元１のまとめ：なぜ生まれたのか

最初の問い　守られている暮らしは、良い暮らし？

安全は大切。でも、暮らしの条件を本人が選べないなら、それだけでは良い暮らしとは言えない。そこから、ノーマライゼーションが生まれました。

1. 保護の名のもとで、暮らしの条件が狭められていることが問われた
2. デンマークでは、親の運動と行政の改革が重なり、 1959 年の法律につながった
3. ニィリエは 1969 年に、本人ではなく「生活のパターンと条件」を変える原理として定義した
4. 8 つの観点は規則ではなく、本人の選択と希望の尊重も含む

 ｜ CC BY 4.0

単元 2
世界と日本への広がり

目安 25 分



この単元でできるようになること

- 北米での理論の展開と、脱施設化の流れを説明できる
- 自立生活運動の考え方と、公民権運動とのつながりを説明できる
- 国連の流れと、障害者権利条約第 19 条を説明できる
- 日本の当事者運動と、制度の流れを説明できる

北米への広がり：ヴォルフェンスベルガー

1969 年
ニィリエの論文
（米国の委員会の本）

→

1972 年
ヴォルフェンスベルガー
の著書（北米向け）

→

1977 年
ペンハースト
地裁判決

→

1983 年
社会的役割の価値づけ
（ SRV ）を提案

北米では、理論として組み直され、施設から地域への移行（脱施設化）を後押しする考え方の一つになった。

最初の問い　**理念は、誰が動かしてきたのでしょう？（この単元を通して考えます）**

出典： Wolfensberger （ 1972 ）／ Wolfensberger （ 1983 ） Mental Retardation 21(6) ／ Tani （ 2022 ） California Law Review

 ｜ CC BY 4.0

自立生活運動：決めるのは、本人

1962 年

エド・ロバーツが
バークレー校に入学

→

1970 年

障害のある学生の
プログラムに予算

→

1972 年

バークレーの
自立生活センター

医学的リハビリテーション

専門職が目標を決め、本人を治す・訓練する

自立生活の考え方

本人が決める。介助を使いながら、地域で自分の暮らしを営む

問い　**介助を受けている人は、「自立していない」のでしょうか？**

出典： Zukas （1975） CIL の記録／ DeJong （1979）を紹介する二次資料（ Shreve ほか）。 DeJong の原文は未確認

 ｜ CC BY 4.0

公民権運動とのつながり

1973 年	リハビリテーション法 504 条：障害による差別の禁止
1977 年	504 条の実施を求める座り込み（サンフランシスコで 26 日間）。ブラックパンサー党の地元支部や、公民権の活動を支えてきた労働組合なども支援
1990 年	ADA （障害のあるアメリカ人法）：障害を理由とする差別を禁じる公民権法

一直線の因果ではなく、権利として差別に立ち向かう手法と仲間が重なった

問い　**「福祉」ではなく「権利」として語ると、何が変わるでしょう？**

出典：米国立公園局「504 Sit-in」／ADA.gov／Shreve （DeJong 1979 の紹介）

 ｜ CC BY 4.0

ノーマライゼーションと自立生活運動：重なりと違い

ノーマライゼーション

- 北欧の親の運動と行政
- 生活の条件を見直す
- 北米では専門職の理論に

共鳴するところ

- 隔離への異議
- 専門家だけが決める仕組みへの異議
- 本人の暮らしと意思

自立生活運動

- 米国の当事者が始めた
- 決めるのは本人
- 権利としての運動

単純な二分ではない：ニィリエも本人の選択と希望を重視した

問い　**「本人のため」の支援が、本人の決定を押しのけるのはどんなとき？**

出典： Simpson （2018） Social Inclusion 6(2) ／福祉教育ラボ「エド・ロバーツと自立生活運動」

 ｜ CC BY 4.0

国連の流れ：「完全参加と平等」から、権利条約へ

1971	知的障害者の権利宣言
1975	障害者の権利宣言
1981	国際障害者年「完全参加と平等」
1982	障害者に関する世界行動計画
1983–92	国連・障害者の十年
2006	障害者権利条約の採択（2008 年発効）
2014	日本が批准（1 月）

問い　**「宣言」と「条約」は、何が違うでしょう？**

出典：国連（UN Enable、DESA、決議 37/52）／内閣府『障害者白書』／外務省「障害者権利条約」

 ｜ CC BY 4.0

障害者権利条約 第 19 条：どこで誰と暮らすか

第 19 条（ａ）の要旨

他の者との平等を基礎として、居住地を選び、どこで誰と生活するかを選ぶ機会をもつこと。特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

2022 年 日本への総括所見（勧告）　施設入所を終わらせるための迅速な措置、脱施設化の国家戦略など。法的な命令ではなく、国連委員会からの勧告

問い　**あなたの職場の利用者は、「どこで誰と暮らすか」を選べていますか？**

出典：外務省「障害者の権利に関する条約」（第 19 条）／外務省 総括所見 仮訳（CRPD/C/JPN/CO/1、第 41 ・ 42 段落）

 ｜ CC BY 4.0

日本：当事者の声から

青い芝の会

1970 年の事件をめぐる減刑運動に反対し、障害のある人の生きる権利を問うた

府中療育センター闘争

1970 年に入所者が処遇改善を求め、 1972 年から都庁前で座り込み

施設か家族か、ではなく、地域で自分の暮らしを。

問い　**当事者の声は、なぜ制度より先に上がったのでしょう？**

出典：立命館大学 生存学「府中療育センター闘争」／横田弘・三澤了 対談（季刊『 DPI 』 2006 ）／杉野昭博（日本社会学会大会 報告要旨）

日本の制度の流れ

1993	障害者基本法（改正・改称の公布）	2011	障害者基本法の改正（社会モデル・合理的配慮）
1995	障害者プラン（決定）	2013	障害者総合支援法の施行
2003	支援費制度の施行（措置から契約へ）	2016	障害者差別解消法の施行
2006	障害者自立支援法の施行	2024	事業者の合理的配慮が義務に（過重な負担のない範囲）

問い　**「措置」から「契約」へ。利用者にとって何が変わったでしょう？**

出典：衆議院（平成 5 年法律第 94 号）／内閣府「障害者プランの概要」・『障害者白書』／ e-Gov 法令検索

 ｜ CC BY 4.0

法律の言葉にも、ノーマライゼーションの考え方

障害者基本法 第 3 条

全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない

障害者総合支援法 第 1 条の 2

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され（基本理念）

介護保険法 第 1 条

尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む

社会福祉法 第 3 条

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし（基本的理念）

問い　法律の言葉を、明日の支援のどこで思い出せそうですか？

出典： e-Gov 法令検索（障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、介護保険法、社会福祉法）。要旨は福祉教育ラボ

 ｜ CC BY 4.0

単元２のまとめ：世界と日本への広がり

最初の問い　理念は、誰が動かしてきたのでしょう？

一人の英雄ではなく、親たち・当事者・支援者・行政・国際社会。その中で、本人の声がいっそう大切にされるようになりました。

1. 北米では理論として組み直され、脱施設化を後押しした
2. 自立生活運動は、決めるのは本人という考えを打ち出した。公民権運動とは手法と仲間で重なった
3. 国連の流れは、宣言から権利条約へ。第 19 条は「どこで誰と暮らすか」を選ぶ機会
4. 日本でも当事者の声が先に上がり、制度と法律の言葉に反映されてきた

 ｜ CC BY 4.0

単元 3
理念と学問をつなぐ

目安 25 分



この単元でできるようになること

- 医学モデルと社会モデルの違いを説明できる
- ICF の生活機能モデルで、環境の影響を説明できる
- 「普通」の押しつけという危険を説明できる
- 自己決定と支援の関係を、自分の言葉で言える

最初の問い：「できない」のは、本人？ 環境？



場面と人物は架空です

アヤさん（架空、 30 代）

車いすで出かけた。駅の階段の前で止まった。エレベーターはない。今日の約束に間に合わない。

最初の問い

「できない」のは、本人？ それとも環境？

 ｜ CC BY 4.0

医学モデルと社会モデル

医学モデル

- 障害＝本人の体や心の状態
- 治療・訓練で本人を変える
- 専門職が中心になりやすい

社会モデル

- 不利は社会の仕組みがつくる
- 社会的障壁を取り除く
- 本人が参加して変える

階段の前で止まるのは、足のせいだけではない

問い　あなたの職場の「社会的障壁」は、どこにありますか？

出典：UPIAS「Fundamental Principles of Disability」（1976）／内閣府『障害者白書』（2011 年改正）

 ｜ CC BY 4.0

ICF ：生活機能を、環境と一緒に見る

心身機能・身体構造	→	活動	→	参加
体や心の はたらき		歩く・食べる 電車に乗る		仕事・役割 約束に行く

環境因子

建物・道具・制度・まわりの人の態度

個人因子

年齢・生活歴・好み・価値観

問い　**アヤさんの「参加」を変えるには、どの因子を変えますか？**

出典：厚生労働省「『国際生活機能分類―国際障害分類改訂版―』（日本語版）の厚生労働省ホームページ掲載について」（2002）

 ｜ CC BY 4.0

「普通」は、誰が決めるのか

押しつけの「普通」

- みんなと同じ時間に、同じことを
- 外出しないのは「よくない」
- 仕事や結婚が「普通」

選べる条件としての「普通」

- ほかの人と同じように選べる
- 選ばない自由もある
- 支援を受けながら自分で決める

「普通」は、本人と一緒につくる

問い　よかれと思って「普通」をすすめたことはありませんか？

出典： Simpson （2018） Social Inclusion 6(2) ／福祉教育ラボ「ノーマライゼーションはどのように生まれたのか」

 ｜ CC BY 4.0

自己決定と支援

1 情報を届ける

わかる形で選択肢を示す（言葉・絵・実物）

2 時間をつくる

急かさず、考える時間を保つ

3 一緒に考える

なぜそれを望むのかを聞く

4 限界も共有する

かなわない理由を伝え、別の選択肢をつくる

問い　本人が決めるために、あなたができる支援は何ですか？

 ｜ CC BY 4.0

高齢者介護とのつながり

「2015 年の高齢者介護」報告書

- 高齢者の尊厳を支えるケア
- 一人一人の個性と生活のリズムを尊重
- 生活の継続性

ニィリエの観点との重なり（解釈）

- 1 日のノーマルなリズム
- 本人の選択と希望の尊重
- 人生の段階での経験

問い　**高齢者の施設で、「生活のリズム」を守る工夫は何ですか？**

出典：厚生労働省「2015 年の高齢者介護〜高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて〜」（高齢者介護研究会）／重なりは福祉教育ラボの解釈

 ｜ CC BY 4.0

ワーク：「できない」を、環境から言い直す

ワーク｜4分｜ペア

1. 「歩けないから、外に出られない」
2. 「話が通じないから、本人の希望が分からない」
3. 「集団に合わせられないから、行事に参加できない」
4. 「一人で買い物に行けない」

本人の側／環境の側の理由 → 環境を変える工夫

 ｜CC BY 4.0

単元３のまとめ：理念と学問をつなぐ

最初の問い　「できない」のは、本人？ 環境？

本人の状態だけでなく、環境の側にも理由があります。環境を変えれば、できることや参加できる場が広がります。

1. 社会モデルは、不利をつくる社会的障壁に目を向ける（ UPIAS 、障害者基本法）
2. ICF は、生活機能を環境因子・個人因子と一緒に見る
3. 「普通」の押しつけに注意する。目指すのは、本人が選べる条件
4. 自己決定には、決めるための支援が必要。高齢者介護の生活のリズムとも重なる

 ｜ CC BY 4.0

単元 4
事例で考える

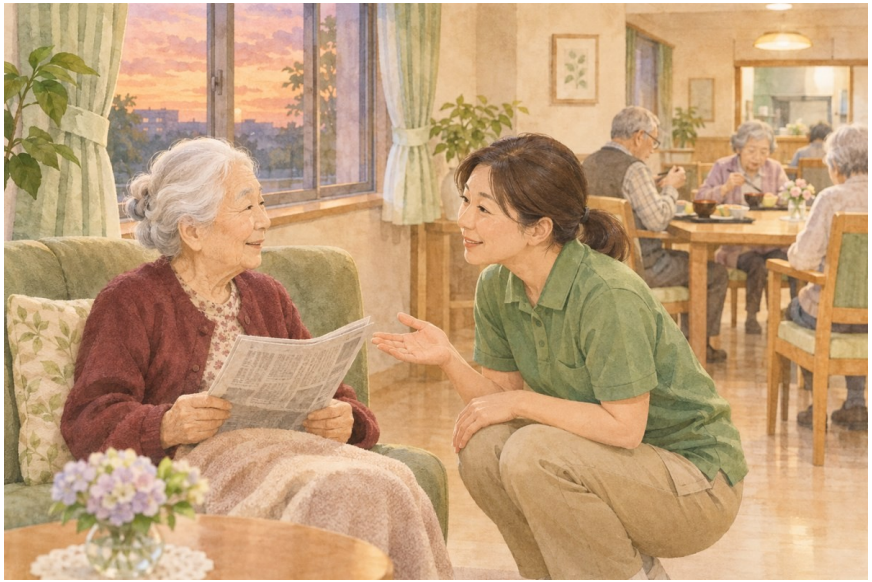
目安 20 分



この単元でできるようになること

- 8 つの観点と社会モデルで、場面を読み取れる
- 本人の希望と、支援の限界の両方をふまえて考えられる
- 本人が選べる選択肢をつくれる
- 明日の支援で試すことを 1 つ決められる

場面 A ｜特別養護老人ホームの夕食



場面と人物は架空です

入居者のフミさん（ 80 代）と、介護職員のサエさん

フミさんは、若いころから夜遅くまで店を切り盛りしてきた。夕方はゆっくり新聞を読むのが好きで、夕食は少し遅く食べたいと言う。
サエさんは、つい「皆さん同じ時間ですよ」と言いかけた。食事の提供や、片づけの時間も気になる。

最初の問い（手を挙げて答えてみましょう）

「皆さん同じ時間です」と言いたくなったら、どう考えますか？

場面 B ｜グループホームの休日



場面と人物は架空です

入居者のアオイさん（ 20 代）と、世話人のケンさん

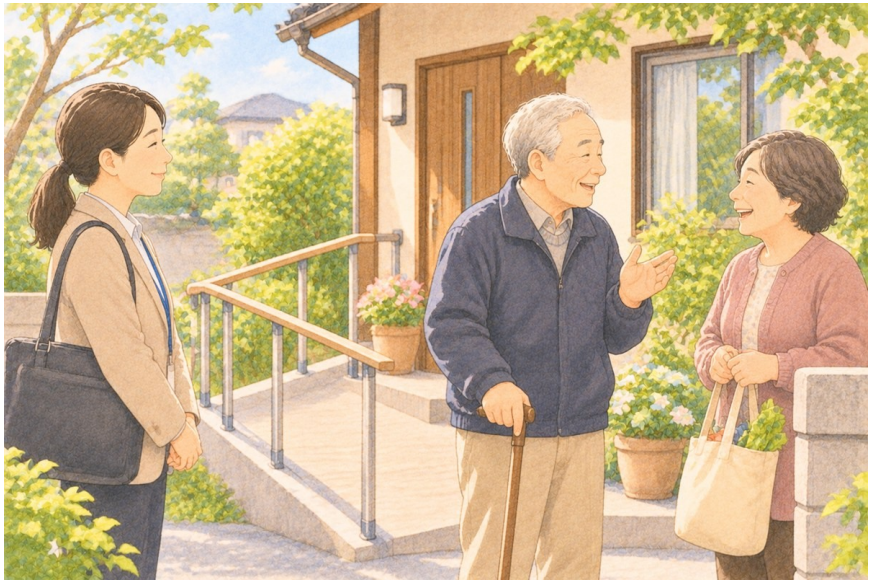
休日の朝。アオイさんは、地域のお祭りのちらしと、絵の予定カードを見比べている。いつもはホームのみんなで同じ場所に出かけている。
ケンさんは、今日は一人で出かけたいのかな、と思った。でも、迷いながら言葉を探すアオイさんに、つい先回りして決めてしまいそうになる。

問い（手を挙げて答えてみましょう）

ケンさんは、アオイさんが自分で決めるために、何ができるでしょう？

 ｜ CC BY 4.0

場面 C ｜在宅の一人暮らし



場面と人物は架空です

シゲルさん（ 70 代）と、ケアマネジャーのミホさん

シゲルさんは、妻を亡くしてから一人で暮らしている。最近、足が弱くなり、家族は施設への入所をすすめている。シゲルさんは「近所の人と話せるこの家で暮らしたい」と言う。玄関に手すりとスロープをつけてから、近所の人との立ち話が増えた。

問い（手を挙げて答えてみましょう）

シゲルさんの「この家で暮らしたい」を、どう支えますか？

 ｜ CC BY 4.0

ワーク：３つの読み方で、場面を読む

ワーク｜９分｜グループ

1

８つの観点で読む

どの暮らしの条件が狭められているか

2

社会モデル・ICF で読む

「できない」をつくっている環境・仕組みは何か

3

本人の声と限界で読む

本人は何を望むか。かなえにくい理由は何か

→ 本人と一緒につくれる選択肢を、１つ決める

 ｜ CC BY 4.0

単元 4 のまとめ：事例で考える

最初の問い　「皆さん同じ時間です」と言いたくなったら？

なぜその時間を望むのかを聞き、提供の体制も見ながら、選択肢をつくる余地を探します。

1. 希望がそのままかなわなくても、聞かなかったことにしない
2. 8 つの観点・社会モデル・本人の声の 3 つで、場面を読む
3. 限界を本人と共有し、一緒に選択肢をつくる
4. 安全や家族の心配も受け止め、誰かを悪者にしない

 ｜ CC BY 4.0

この研修のまとめ

1 歴史

保護の名のもとに狭められた暮らしの条件を、問い直した

2 学問

「できない」をつくる環境と仕組みに目を向ける

3 現場

本人の声を聞き、限界も共有し、選択肢をつくる

「普通」は、誰かが決めるものではなく、
本人が選べる条件の中で、本人と一緒につくるもの。

福祉教育ラボ「ノーマライゼーションはどのように生まれたのか」（2026 年 10 月）をもとに

 ｜ CC BY 4.0

事後チェック｜もう一度、〇か × か

1	ノーマライゼーションとは、障害のある人を訓練して「普通の人」に近づけることである。	○	×
2	デンマークでは、知的障害のある人の親たちの運動が、 1959 年の法律につながった。	○	×
3	ニィリエが示した 8 つの観点は、全員が同じ時間割で暮らすための規則である。	○	×
4	自立生活運動は、本人が自分の暮らしを決めることを大切にした。	○	×
5	社会モデルでは、「できない」原因を本人の体だけでなく、社会の仕組みや環境にも見る。	○	×
6	「普通の暮らし」をすすめることは、どんな場合も本人のためになる。	○	×

答えが変わった問題に、印をつけてみましょう

 ｜ CC BY 4.0

答えと、ふりかえり

1	ノーマライゼーションとは、障害のある人を訓練して「普通の人」に近づけることである。	×	生活の条件と社会の側を問い直す考え方（単元 1 ）
2	デンマークでは、知的障害のある人の親たちの運動が、1959 年の法律につながった。	○	親の会の運動と行政の改革が重なった（単元 1 ）
3	ニィリエが示した 8 つの観点は、全員が同じ時間割で暮らすための規則である。	×	暮らしを見直す観点。規則ではない（単元 1 ）
4	自立生活運動は、本人が自分の暮らしを決めることを大切にした。	○	決めるのは専門職ではなく本人（単元 2 ）
5	社会モデルでは、「できない」原因を本人の体だけでなく、社会の仕組みや環境にも見る。	○	UPIAS ・障害者基本法の考え方（単元 3 ）
6	「普通の暮らし」をすすめることは、どんな場合も本人のためになる。	×	多数派の暮らしの押しつけになりうる（単元 3 ）

明日から試すことを、１つだけ

ワーク｜３分｜個人

（どんな場面）のとき、（どんなこと）をする。

例

「皆さん同じ時間です」と言いかけたとき、まず理由を聞く。

利用者が迷っているとき、選択肢を絵や実物で示して待つ。

「できない」と言いそうなとき、環境の側の理由も一つ探す。

｜ CC BY 4.0

この教材を使うときに

この教材の位置づけ

一般的な教育資料です。個別の支援の判断や、法律の解釈に代わるものではありません。法令は、使う時点で e-Gov 法令検索で確かめてください。

事例と歴史を扱うとき

現代の事例はすべて架空です。歴史上のつらい出来事を扱うときは、受講者の様子に気を配り、特定の人を責める話にしないでください。

この教材について

- もとにした記事： fukushi-edu-lab.com/normalization-history-bank-mikkelsen-nirje/ （2026 年 10 月）
- CC BY 4.0 （creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja ）：出典・ライセンス・改変の旨を示せば改変・再配布可。引用した第三者の文章と、福祉教育ラボのロゴは対象外
- 表示例：福祉教育ラボ「ノーマライゼーションを学ぶ」（CC BY 4.0 ）＋掲載ページの URL
- 講師用ガイドは巻末。挿絵は生成 AI で作成。相談： fukushi-edu-lab.com/contact/

出典（１）歴史と国際的な流れ

Nirje, B. （1969） "The Normalization Principle and Its Human Management Implications" Kugel & Wolfensberger （編） Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded, 第 7 章 https://www.mn.gov/mnddc/parallels2/pdf/60s/69/69-CPS-PCR_Chapter_7.pdf

Berg, E. （1991） The Normalisation Principle https://bidok.uibk.ac.at/library/berg-principle-e.html ／ Dansk Biografisk Leksikon 「N.E. Bank-Mikkelsen」 https://biografiskleksikon.lex.dk/N.E._Bank-Mikkelsen

nordics.info 「Niels Erik Bank-Mikkelsen 1919–1990」 https://nordics.info/show/artikel/niels-erik-bank-mikkelsen-1919-1990 ／ Britannica 「Niels Erik Bank-Mikkelsen」 https://www.britannica.com/biography/Niels-Erik-Bank-Mikkelsen

Wolfensberger, W. （1972） The Principle of Normalization in Human Services ／（1983） Mental Retardation 21(6) https://wolfwolfensberger.com/wp-content/uploads/2024/04/WW-1983-SRV-New-Term-Normalization.pdf

Tani, K. （2022） The Pennhurst Doctrines… https://californialawreview.org/print/the-pennhurst-doctrines-and-the-lost-disability-history-of-the-new-federalism ／ Zukas, H. （1975） https://independentliving.org/node/996

Shreve （DeJong 1979 の紹介） https://www.mwcil.org/wp-content/uploads/2017/08/Movement-for-IL-by-Shreve.pdf ／米国立公園局 https://home.nps.gov/articles/000/504-protest-disability-community-and-civil-rights.htm ／ ADA.gov https://www.ada.gov/topics/intro-to-ada/

Simpson, M. （2018） Social Inclusion 6(2) https://cogitatiopress.com/socialinclusion/article/download/1264/768

国連 Enable （1971 ・ 1975 年の宣言） https://static.un.org/esa/socdev/enable/dis50y20.htm ／国連 DESA （国際障害者年「完全参加と平等」） https://social.desa.un.org/issues/disability/events/the-international-year-of-disabled-persons-1981 ／決議 37/52 （世界行動計画） https://unstats.un.org/unsd/demographic/sconcerns/disability/a-res-37-52.htm ／国連・障害者の十年：内閣府『障害者白書』／外務省「障害者の権利に関する条約」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html ／総括所見 仮訳 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448722.txt

出典（２）日本の制度と学問

e-Gov 法令検索：障害者基本法（第 3 条）／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 1 条の 2 ）／介護保険法（第 1 条）／社会福祉法（第 3 条） https://laws.e-gov.go.jp/

衆議院「心身障害者対策基本法の一部を改正する法律」（平成 5 年法律第 94 号）／内閣府「障害者プランの概要」 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/plan.html ／内閣府『障害者白書』

立命館大学 生存学「府中療育センター闘争」 https://www.arsvi.com/d/i051970.htm ／横田弘・三澤了 対談（季刊『 DPI 』 2006 ）／杉野昭博（日本社会学会大会 報告要旨） https://jss-sociology.org/research/87/368.pdf

UPIAS （ 1976 ） Fundamental Principles of Disability https://disabledpeoplesarchive.com/wp-content/uploads/sites/39/2021/01/001-FundamentalPrinciplesOfDisability-UPIAS-DA-22Nov1975.pdf ／厚生労働省 ICF 日本語版の掲載（ 2002 ） https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html

厚生労働省「 2015 年の高齢者介護」（高齢者介護研究会） https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/3.html

福祉教育ラボ「ノーマライゼーションはどのように生まれたのか」（ 2026 年 10 月）／「エド・ロバーツと自立生活運動」

参考文献：中園康夫（ 1981 ）『社会福祉学』 22(2) https://doi.org/10.24469/jssw.22.2_89

8 つの観点の訳、表や図の整理、場面の読み方は福祉教育ラボによるもの。原著の引用は短い語句・要旨にとどめています。現代の事例はすべて架空で、挿絵は生成 AI で作成しました。資料により年や説明が異なる点は、本文で断っています。

巻末シート 1 ｜架空の一日を 8 つの観点で見直す

単元 1 のワークで使います。狭められていると思う観点を選び、選べる条件を考えます。

選んだ観点	狭められていること	本人が選べるようになる条件
今の自分の職場では？		

観点は、暮らしの条件を見直す窓

 ｜ CC BY 4.0

巻末シート２｜「できない」を環境から言い直す

単元３のワークで使います。本人の側だけでなく、環境の側の理由を考えます。

選んだ「できない」	本人の側の理由	環境の側の理由	環境を変える工夫

「できない」をつくる環境に目を向ける

｜ CC BY 4.0

巻末シート３ ｜ ３つの読み方で場面を読む

単元４のワークで使います。場面 A ～ C から 1 つ選びます。

読み方	気づいたこと
選んだ場面	
① 8 つの観点：どの条件が狭められているか	
② 社会モデル・ ICF ：「できない」をつくる環境は	
③ 本人の声と限界：何を望む？ かなえにくい理由は	
本人と一緒につくれる選択肢	

「普通」は、本人と一緒につくる

 ｜ CC BY 4.0

講師用ガイド（1 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 1　表紙

福祉教育ラボの記事「ノーマライゼーションはどのように生まれたのか｜保護から社会参加へ、福祉の歴史をたどる」（2026 年 10 月）をもとに、一次資料で確かめた歴史を加え、介護・障害福祉の現場で使えるように広げた研修教材です。

ねらいは、ノーマライゼーションを「障害のある人を普通に近づけること」ではなく、「暮らしの条件と社会の側を問い直す考え方」としてつかみ、歴史・学問・現場の場面をつなげて考えられるようにすることです。

全体で約 2 時間（休憩を除く）。単元ごとに切り離して使えます。

スライド 2　この研修について

ねらいと時間配分を最初に示します。

時間の内訳：導入＝ねらい 2 分／約束 2 分／根拠の示し方 1 分／事前チェック 2 分／登場人物と地図 3 分。まとめ＝全体のまとめ 2 分／事後チェック 2 分／答えとふりかえり 3 分／明日から試すこと 3 分。

分けて使う例：単元 1 だけ（約 40 分）、単元 3 と 4（約 55 分）など。どの使い方でも、研修の約束（スライド 3）は必ず入れてください。

講師用ガイド（2 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 3　はじめに：この研修の約束

最初に全員で確かめます。歴史上の施設や運動には、つらい出来事も含まれます。人物や施設を一方的に善悪で裁く場ではありません。

ワークの中で、利用者の安全にかかわる話（事故やけが、虐待が疑われることなど）が出たときは、グループで詳しく聞かず、講師が個別に引き取り、所属先の手順につなぎます。虐待が疑われるときの市町村への通報（高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法）は、上司への報告では代わりになりません。

自分や家族の障害・介護の体験を話す必要はありません。

スライド 4　この教材の根拠の示し方

札は、その内容の根拠の種類を示します。歴史の事実、法律の文言、学問の説明、福祉教育ラボの整理を混ぜないことが大切です。

歴史の説明は、ニィリエの 1969 年の原著、国連・外務省・内閣府・厚生労働省の資料、 e-Gov の法令の条文、人名辞典や学術論文で確かめた範囲にとどめています。資料によって年や説明が違う所は、そのことを示します。

スライド 5　事前チェック｜〇か × か、直感で答えてみましょう

答えはまだ言いません。最後に同じ問題でもう一度答えます（スライド 45 ・ 46 ）。時間の目安は 2 分。

スライド 6　登場人物（単元 4 の場面）

単元 4 で使う 3 つの場面です。すべて研修のために作った架空のものです。どの人物にも、診断名などの設定はしていません。

単元 1 〜 3 は、歴史と学問を中心に進め、最後に、この 3 人の暮らしに戻って考えます。

講師用ガイド（3 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 7　この研修の地図

4 つの単元の流れです。歴史（単元 1 ・ 2）→ 学問（単元 3）→ 現場（単元 4）の順に進みます。研修全体の問いは「『普通に暮らす』とは、誰が決めるのか」です。最後のまとめ（スライド 44）で、この問いに戻ります。

スライド 8　単元 1 なぜ 生まれたのか

時間配分の目安：最初の問い 3 分／保護の名のもとに 3 分／デンマーク 4 分／バンク - ミケルセン 3 分／ニィリエの定義 3 分／ 8 つの観点 4 分／規則ではない 2 分／ワーク 6 分／まとめ 2 分（計 30 分）。

スライド 9　最初の問い：守られている暮らしは、良い暮らし？

ペアで 1 分話してもらいます。

下は、研修のために作った架空の一日です。けがや事故はなく、食事も寝る場所もあります。それでも、何か足りないと感じるでしょうか。

答えの方向：安全は大切ですが、起きる時間も、食べる時間も、出かけるかどうかも、自分で決められない。仕事・学校・余暇の場が分かれていない。季節や人生の節目の経験がない。こうした「暮らしの条件」が、ノーマライゼーションの出発点で問われたことです（単元 1 のまとめで確かめます）。

講師用ガイド（4 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 10　保護の名のもとに、暮らしが狭められた

20 世紀半ばの北欧では、知的障害のある人たちの多くが大規模施設で集団生活を送り、外出や生活時間が制限されることがありました。

大切なのは、施設の存在そのものを一律に否定する話ではないことです。問われたのは、「保護」を掲げた仕組みが、本人の暮らしを狭めていないか、という点でした。

デンマークの親の会は、施設の過密、職員不足、子どもの教育や大人の仕事がないこと、差別を批判しました（Berg 1991）。

スライド 11　デンマーク：親の運動から、1959 年の法律へ

知的障害のある人の親たちが、1950 年代はじめに全国組織をつくり、施設の改善を求めました。結成の年は、資料によって 1951 年・1952 年と分かれるので、ここでは「1950 年代はじめ」とします。

政府は 1954 年に、法律の改正を検討する委員会を置きました。この委員会の報告が土台となって、1959 年に知的障害者福祉法ができました。法律の目標は、知的障害のある人が「できるだけノーマルに近い生活」を送れるようにすることでした（Berg 1991）。デンマーク語の人名辞典は、同じ考え方を「生活条件をできるだけノーマルに近く」というバンク - ミケルセンの原則として紹介しています。

「1959 年法は、ノーマライゼーションという言葉を世界で初めて使った法律」という説明もありますが、法律の条文では確かめられていません。この教材では、「考え方を初めて法律に取り入れたとされる」にとどめます。

なお、法律ができてすぐに地域での暮らしに移ったわけではありません。

講師用ガイド（5 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 12　バンク - ミケルセンという人

ニルス・エリク・バンク - ミケルセン（1919 〜 1990）は、デンマーク社会省の行政官でした。法学を学び、1946 年に労働・社会省に入りました。第二次世界大戦中はレジスタンスに加わり、ナチスの強制収容所に入れられた経験があります（収容所の名前は資料に書かれていないため、ここでも書きません）。

1954 〜 58 年、1959 年法の土台になった委員会で書記を務め、法律の考え方をまとめる中心になりました。親たちの運動に共鳴したことも伝えられています。

「ノーマライゼーションの父」と呼ばれることがありますが、これは通称で、デンマークの人名辞典などは使っていない呼び方です。また、行政の組み替えに偏り、社会参加に十分目を向けなかったという批判もあります（nordics.info）。一人の英雄の物語にせず、親たち・行政・当事者の動きが重なったこととして伝えてください。

スライド 13　スウェーデン：ニィリエが原理を定義した（1969 年）

スウェーデンのベンクト・ニィリエは、1969 年、アメリカの大統領知的障害委員会（President's Committee on Mental Retardation）が出した本（Kugel & Wolfensberger 編）の第 7 章で、ノーマライゼーションの原理を定義しました。

定義の要旨：知的障害のある人に、社会の主流の規範や暮らし方にできるだけ近い、日々の生活のパターンと条件を利用できるようにすること。

ポイントは、本人を変えることではなく、「生活のパターンと条件」を変えることにある点です。なお、1969 年の原著の対象は知的障害のある人で、ほかの障害や高齢者に広げて考えるのは、その後の展開です。

同じ章は、1967 年 12 月に成立し、1968 年 7 月 1 日に施行されたスウェーデンの新しい知的障害者の法律も紹介しています。

講師用ガイド（6 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 14　ニィリエの 8 つの観点

原著では、番号のついた条文ではなく、文章の流れの中で示された観点です。ここでは学習用に 8 つに整理しています（原著 pp.182 〜 185 ）。

② の 1969 年の原文は a normal routine of life （住まい・仕事や学校・余暇の場が分かれた暮らし）で、日本では「 1 週間のリズム」と訳されることが多いため、その訳を使っています。

⑥ の「男女が共に暮らす世界」は、原文の bisexual world の意味で、男女が分けられずに暮らす環境を指します（両性愛という意味ではありません）。

⑤ の本人の選択・希望の尊重が入っていることに注目してください。ノーマライゼーションは、はじめから「本人がどう暮らしたいか」を含んでいました。

スライド 15　8 つの観点は「規則」ではない

8 つの観点は、全員を同じ時間割に従わせるための規則でも、満たせば合格というチェックリストでもありません（福祉教育ラボの整理）。

「普通の生活」を強調しすぎると、多数派の暮らしを押しつける危険があります。結婚や就労、外出を全員にすすめれば、かえって自由を狭めます。

介助を受けること、今日は外出しないことも、その人の生活です。 8 つの観点は、「この人の暮らしの条件は、ほかの人と比べて不当に狭められていないか」を見直すための窓として使います。

講師用ガイド（7 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 16　ワーク：架空の一日を、 8 つの観点で見直す

ペアで 6 分。巻末シート 1 を使います。

進め方：①スライド 9 の「ある大きな施設の一日」を見る ② 8 つの観点のうち、狭められていると思う観点を 2 〜 3 つ選ぶ ③どんな条件があれば、本人が選べるようになるかを考える ④ 1 〜 2 組が発表。

答えの例：① 1 日のリズム（起床や食事の時間を選べない）→起きる時間に幅をもたせる。② 1 週間のリズム（住まいと日中の場が同じ）→日中活動の場を分ける。⑤本人の選択（外出が職員の都合しだい）→外出の希望を聞く仕組み。③ 1 年のリズム（行事がない）→季節の行事や誕生日を本人と決める。

昔の施設を責めることが目的ではありません。今の自分たちの職場にも同じ見方を向けることが目的です。

スライド 17　単元 1 のまとめ：なぜ生まれたのか

最初の問いに戻って、短く答えを確かめます（ 2 分）。

スライド 18　単元 2 世界と日本 への広がり

時間配分の目安：最初の問い 2 分／北米 3 分／自立生活運動 3 分／公民権運動とのつながり 3 分／重なりと違い 3 分／国連の流れ 3 分／権利条約と総括所見 2 分／日本の運動 2 分／日本の制度 2 分（計 23 分＋まとめ 2 分）。

講師用ガイド（8 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 19　北米への広がり：ヴォルフェンスベルガー

最初の問い「理念は、誰が動かしてきたのでしょう？」を出してから始めます（答えは単元 2 のまとめで）。

ニィリエの論文を載せた本の編者の一人、ヴォルフェンスベルガーは、 1972 年の著書『 The Principle of Normalization in Human Services 』で、北欧の考え方を北米向けに組み直し、知的障害に限らず、社会から価値を低く見られた人々全般に広げました。

1983 年には、「ノーマライゼーション」という言葉が誤解されやすいとして、「ソーシャルロール・バロリゼーション（社会的役割の価値づけ）」という新しい名前を提案しました。

アメリカでは、ペンハースト州立学校をめぐる裁判で、 1977 年の連邦地方裁判所の判決が、地域での生活の場を用意するよう命じました（ 1981 年の連邦最高裁は、控訴審が根拠にした連邦法の読み方を認めずに差し戻し、その後 1984 年に和解しました）。施設は 1987 年に閉鎖されました。

スライド 20　自立生活運動：決めるのは、本人

自立生活運動（ IL 運動）は、アメリカで障害のある人自身が始めた運動です。重い障害のあるエド・ロバーツは、 1962 年にカリフォルニア大学バークレー校に入学し、学内で暮らしながら学びました。障害のある学生たちの活動から、 1972 年にバークレーの自立生活センター（ CIL ）が生まれました。

この運動を論じたデジョングは、医学的リハビリテーションと比べて、自立生活の考え方では「決めるのは専門職ではなく本人」だと整理したとされます。

自立とは、何でも一人でできることではなく、介助を受けながらでも、自分の暮らしを自分で決めることです。

講師用ガイド（９／20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 21　公民権運動とのつながり

自立生活運動は、公民権運動から一直線に生まれたわけではありません。ただ、いくつかの重なりは史実で確かめられます。

1973 年のリハビリテーション法 504 条は、連邦の資金を受ける事業で、障害だけを理由とする差別を禁じました。障害を公民権の問題として扱った最初の連邦法とされます。その実施を求めて、 1977 年 4 月に全米で座り込みが行われ、サンフランシスコでは 26 日間続きました。このとき、ブラックパンサー党の地元支部が食事を届け、長く公民権の活動に関わってきた労働組合なども支援しました（米国立公園局）。

デジョングは、自立生活運動の背景に、公民権運動・消費者運動・セルフヘルプなどいくつかの社会運動があったと論じたとされます（原文は未確認）。 1990 年には、障害を理由とする差別を禁じる公民権法として、 ADA （障害のあるアメリカ人法）が成立しました。

スライド 22　ノーマライゼーションと自立生活運動：重なりと違い

2 つは出発点も制度的背景も同じではありません（福祉教育ラボの整理）。

ノーマライゼーションは、北欧の親の運動と行政の改革から生まれ、北米では専門職による理論として広がりました。自立生活運動は、障害のある人自身が始めた運動です。

ただし、「ノーマライゼーション＝専門職、自立生活運動＝当事者」と単純に分けることはできません。ニィリエは本人の選択と希望を観点に含めていました。批判されたのは、主に専門職が主導した実践や、規範に合わせることを権利より上に置く傾向です（ Simpson 2018 ）。

両者は、隔離された環境や、専門家だけが決める仕組みに異議を唱え、本人の暮らしと意思を重視した点で共鳴しています。

講師用ガイド（10 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 23　国連の流れ：「完全参加と平等」から、権利条約へ

国際的には、宣言から行動計画、そして条約へと進みました。

1971 年 知的障害者の権利宣言、 1975 年 障害者の権利宣言。 1981 年は国際障害者年で、テーマは「完全参加と平等」。 1982 年に障害者に関する世界行動計画が採択され、 1983 ～ 1992 年が「国連・障害者の十年」とされました。

2006 年に障害者権利条約が採択され（ 2008 年発効）、日本は 2014 年 1 月に批准しました。

生活機能のとらえ方も、 1980 年の ICIDH （国際障害分類）から、 2001 年に WHO が採択した ICF （国際生活機能分類）へと見直されました（単元 3 で扱います）。

スライド 24　障害者権利条約 第 19 条：どこで誰と暮らすか

第 19 条は「自立した生活及び地域社会への包容」を定め、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地を選び、どこで誰と生活するかを選ぶ機会をもち、特定の生活施設で生活する義務を負わないことを求めています（外務省の訳）。

2022 年 9 月、国連の障害者権利委員会は、日本への総括所見で、障害のある子どもを含む障害者の施設入所を終わらせるための迅速な措置や、脱施設化の国家戦略をつくることなどを勧告しました。これは勧告で、法的な命令ではありません。外務省が仮訳を公表しています。

介護・障害福祉の現場で働く人にとって、「どこで誰と暮らすか」は、日々の支援と直接つながる問いです。

 ｜ CC BY 4.0

講師用ガイド（11 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 25　日本：当事者の声から

日本でも 1970 年代に、障害のある人自身が声を上げました。

脳性まひのある人たちの「青い芝の会」は、 1970 年に横浜で起きた、母親が障害のある子を殺した事件で減刑を求める運動に反対し、障害のある人の生きる権利を問いました。

東京の府中療育センターでは、 1970 年に入所者が処遇の改善を求めて行動を起こし、 1972 年から都庁前での座り込みが続きました。

こうした運動は、施設か家族かしか選べない状況に異議を唱え、地域で暮らすことを求めるものでした。年や経緯には資料による違いもあるため、詳しくは研究書で確かめてください。

つらい出来事を含む内容です。受講者の様子に気を配ってください。

スライド 26　日本の制度の流れ

日本の制度の主な流れです。

1993 年、 1970 年の心身障害者対策基本法が改正され、名前が「障害者基本法」に変わりました（「 1993 年に制定」ではありません）。 1995 年に「障害者プラン〜ノーマライゼーション 7 か年戦略〜」が決まり、最初の視点に「地域で共に生活するために」が置かれました。

2003 年の支援費制度で、行政が決める「措置」から、本人が選ぶ「契約」へ変わりました。 2006 年 障害者自立支援法、 2013 年 障害者総合支援法。 2011 年の障害者基本法の改正では、社会モデルの考え方と合理的配慮が取り入れられました。 2014 年に権利条約を批准し、 2016 年に障害者差別解消法が施行、 2024 年 4 月からは事業者の合理的配慮の提供が義務になりました（過重な負担にならない範囲）。

講師用ガイド（12 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 27　法律の言葉にも、ノーマライゼーションの考え方

現在の法律の中にも、ノーマライゼーションの流れを受けた考え方が書かれています（e-Gov 法令検索で条文を確認）。

障害者基本法 第 3 条 第 2 号と、障害者総合支援法 第 1 条の 2 には、「どこで誰と生活するかについての選択の機会」という言葉があります（障害者基本法は「可能な限り」という限定つきで、この限定には権利条約との関係で議論もあります）。権利条約第 19 条とも重なります。

介護保険法 第 1 条は「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む」こと、社会福祉法 第 3 条は福祉サービスの基本的理念として「個人の尊厳の保持」を掲げています。

介護の分野の法律に「ノーマライゼーション」という言葉はありませんが、尊厳と、その人らしい暮らしを支えるという点で、考え方はつながっています（福祉教育ラボの整理）。

スライド 28　単元 2 のまとめ：世界と日本への広がり

単元 2 の最初の問い（スライド 19）に戻って、答えを確かめます（2 分）。

スライド 29　単元 3 理念と学問 をつなぐ

時間配分の目安：最初の問い 3 分／医学モデルと社会モデル 4 分／ ICF4 分／普通の押しつけ 3 分／自己決定と支援 3 分／高齢者介護とのつながり 2 分／ワーク 4 分／まとめ 2 分（計 25 分）。

講師用ガイド（13 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 30　最初の問い：「できない」のは、本人？ 環境？

ペアで 1 分話してもらいます。

車いすのアヤさん（架空）は、駅の階段の前で止まっています。エレベーターはありません。アヤさんが電車に乗れないのは、アヤさんの足のせいでしょうか、それとも駅の造りのせいでしょうか。

答えの方向：両方の見方があります。ただ、エレベーターがあれば乗れるのなら、「できない」をつくっているのは環境の側でもあります。これが、このあと学ぶ社会モデルの考え方です（単元 3 のまとめで確かめます）。

スライド 31　医学モデルと社会モデル

医学モデルは、障害を本人の体や心の状態の問題としてとらえ、治療や訓練で本人を変えることを中心に考えます。

社会モデルは、イギリスの障害者団体 UPIAS が 1976 年に示した考え方が出発点で、身体の損傷（ impairment ）と、社会の仕組みがつくる不利（ disability ）を分けます。 UPIAS は「身体に損傷のある人を障害者にしているのは社会だ」と述べました（原文 "it is society which disables physically impaired people" ）。

日本でも、 2011 年の障害者基本法の改正で、社会モデルの考え方が取り入れられ、「社会的障壁」という言葉が使われています。

医学モデルが不要というわけではありません。治療やリハビリテーションが本人の望む暮らしに役立つこともあります。大切なのは、本人だけに変わることを求めない視点です。

講師用ガイド（14 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 32　 ICF ：生活機能を、環境と一緒に見る

WHO が 2001 年に採択した ICF （国際生活機能分類）は、 1980 年の ICIDH （国際障害分類）を見直したものです。厚生労働省は、その特徴を「生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えた」と説明しています。

ICF では、心身機能・身体構造、活動、参加の 3 つの生活機能が、健康状態と、環境因子・個人因子とたがいに影響し合うと考えます。

アヤさんの場合、エレベーターという環境因子が変われば、「電車に乗る」という活動と、「約束に行く」という参加が変わります。ノーマライゼーションが「生活の条件」を見直したことと、よく重なる見方です（福祉教育ラボの整理）。

スライド 33　 「普通」は、誰が決めるのか

ノーマライゼーションの大切な注意点です（福祉教育ラボの整理）。

「普通の生活」を強調すると、多数派の暮らし方を押しつける危険があります。研究者の中には、規範に合わせることを本人の権利より上に置く傾向を批判する人もいます（ Simpson 2018 など）。

結婚や就労、毎日の外出を全員にすすめれば、かえって本人の自由を狭めます。介助を受けること、今日は外出しないこと、一人で静かに過ごすことも、その人の生活です。

ノーマライゼーションが目指すのは、全員を同じ「普通」に合わせることではなく、ほかの人と同じように、本人が暮らしを選べる条件をつくることです。

講師用ガイド（15 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 34　自己決定と支援

自己決定は、「本人がすべて一人で決め、結果も一人で引き受けること」ではありません（福祉教育ラボの整理）。

自分で決めるために、情報が要る人もいれば、写真や絵、実物で選ぶ人、時間をかけて考える人、信頼できる人と一緒に考える人もいます。決めるための支援も、支援の大切な一部です。

一方で、本人の希望がすぐにはかなわないこともあります。体調、安全、ほかの利用者との関係、人手や予算の限界。そのときも、希望を聞かなかったことにせず、なぜそれを望むのか、どんな選択肢をつくれるのかを、本人と一緒に考えます。

安全が差し迫っているときや、本人の権利が守られていないおそれがあるときは、チームや所属先の手順で対応します。虐待が疑われるときは、市町村への通報です（スライド 3）。

スライド 35　高齢者介護とのつながり

ノーマライゼーションは、障害福祉の歴史から生まれた考え方ですが、高齢者介護でも大切な視点です（福祉教育ラボの整理）。

国の「2015 年の高齢者介護」報告書（高齢者介護研究会）は、「高齢者の尊厳を支えるケア」を基本とし、個別ケアを「入所者一人一人の個性と生活のリズムを尊重した介護」として、その方法としてユニットケアを紹介しています。施設に入ると生活の継続性が途切れやすいことにもふれています。

この報告書に「ノーマライゼーション」という言葉は見当たりません。ただ、一人ひとりの生活のリズムや、生活の継続性を大切にする点は、ニィリエの「1 日のノーマルなリズム」と重なります。これは、この教材の解釈です。

講師用ガイド（16 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 36　ワーク：「できない」を、環境から言い直す

ペアで 4 分。巻末シート 2 を使います。

進め方：①下の「できない」の文を 1 つ選ぶ ②本人の側だけでなく、環境の側の理由を考える ③環境を変える工夫を 1 つ出す。

答えの例：①「歩けない」→手すりや段差、移動の時間に余裕がない／移動を手伝う人がいない →手すり、時間の調整、移動の支援。②「話が通じない」→説明が言葉だけ・早口・専門用語 →絵や実物、ゆっくり、短く。③「集団に合わせられない」→全員同時の日課、騒がしい場所 →時間をずらす、静かな場所を選べる。④「一人で買い物に行けない」→道順が複雑、店の人の理解がない →同行支援、地図や写真、店との関係づくり。

本人の体の状態を無視するのではなく、環境の側にも目を向けることが目的です。

スライド 37　単元 3 のまとめ：理念と学問をつなぐ

単元 3 の最初の問いに戻って、答えを確かめます（2 分）。

スライド 38　単元 4 事例で 考える

時間配分の目安：場面 A 3 分／場面 B 3 分／場面 C 3 分／ワーク（3 つの読み方）9 分／まとめ 2 分（計 20 分）。グループの人数が多いときは、 1 つの場面を選んで深めてもかまいません。

講師用ガイド（17 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 39　場面 A ｜特別養護老人ホームの夕食

研修用の架空の場面です。 2 〜 3 人に答えてもらいます。

答えの方向：まず、なぜその時間を望むのか（生活歴、体調、夕方の習慣）を聞きます。食事の提供体制や、ほかの入居者との関係もあるため、希望がそのまま実現するとは限りません。それでも、 30 分だけ遅らせる、配膳を最後にする、温め直せる工夫をする、少量を先に、など、選択肢をつくる余地はあります。ニィリエの「 1 日のノーマルなリズム」「本人の選択と希望」が手がかりです。

むせや体調の変化など、安全にかかわる点は、看護職や栄養の担当者とも相談してください。

スライド 40　場面 B ｜グループホームの休日

研修用の架空の場面です。 2 〜 3 人に答えてもらいます。

答えの方向：急かさずに待つ、選択肢を絵や写真で示す、「みんなと行く」「一人で（または職員と）行く」「行かない」も選べることを伝える、などが考えられます。安全面（道順、連絡の方法、人込み）は、本人と一緒に確かめ、必要な支援を考えます。ノーマライゼーションの「 1 週間のノーマルなリズム（余暇の場）」「本人の選択と希望」、自立生活運動の「決めるのは本人」が手がかりです。

2022 年の総括所見は、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わないことにもふれています。グループホームの中でも、本人が暮らし方を選べているかを考える手がかりになります。

アオイさんの障害の種類や程度は設定していません。決めつけずに、本人とのやり取りから考えてください。

講師用ガイド（18 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 41　場面 C ｜在宅の一人暮らし

研修用の架空の場面です。 2 〜 3 人に答えてもらいます。

答えの方向：本人の希望を中心に、家族の心配（転倒、急な体調の変化）も受け止め、どちらかを選ばせるのではなく、話し合いの場をつくります。住まいの環境（手すり・スロープ）、介護保険のサービス、見守り、近所の人とのつながりなど、暮らしを続ける条件を整える方法を考えます。社会モデルと ICF （環境因子が参加を変える）、介護保険法第 1 条の「尊厳」「自立した日常生活」が手がかりです。

家族の思いも大切にしてください。誰かを悪者にしない話し合いが大切です。

スライド 42　ワーク： 3 つの読み方で、場面を読む

グループ（ 3 〜 4 人）で 9 分。巻末シート 3 を使います。

進め方：①場面 A 〜 C から 1 つ選ぶ（ 1 分）②下の 3 つの読み方で、気づいたことを書く（ 5 分）③本人と一緒につくれる選択肢を 1 つ決め、 1 〜 2 グループが発表（ 3 分）。

答えの例（場面 A ）： 8 つの観点＝ 1 日のリズムと本人の選択が狭められている。社会モデル＝提供の時間割という仕組みが、フミさんの夕方の習慣を妨げている。本人の声と限界＝新聞の時間を大切にしたい／配膳や片づけの体制、ほかの入居者との関係。選択肢＝配膳を最後にして温め直す、週に何日かから試す。

答えは 1 つではありません。本人の声を聞くこと、限界を隠さず一緒に考えることを大切にしてください。

スライド 43　単元 4 のまとめ：事例で考える

場面 A の問いに戻って、答えを確かめます（ 2 分）。

講師用ガイド（19 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 44　この研修のまとめ

全体のメッセージを、もう一度確かめます（2 分）。研修全体の問い「『普通に暮らす』とは、誰が決めるのか」への答えでもあります。

ノーマライゼーションは、障害のある人を「普通」に近づける訓練ではなく、暮らしの条件と社会の側を問い直す考え方です。その流れは、親たち・当事者・支援者・行政・国際社会の動きの中で、本人が決めることをいっそう大切にする方向へ広がってきました。誰かを支える日も、支えられる日もあります。大切なのは、何でも一人でできることではなく、支援が必要なときにも自分の生活を生きられることです。

スライド 45　事後チェック｜もう一度、〇か × か

研修のはじめと同じ問題です。答えが変わったところに印をつけてもらいます。時間の目安は 2 分。

スライド 46　答えと、ふりかえり

答えが変わった問題を、隣の人と 1 つ話してもらいます（1 分）。

2 はデンマークの歴史資料（Berg 1991、人名辞典）、5 は UPIAS（1976）と障害者基本法の改正、1・3 はニィリエの原著と福祉教育ラボの整理、6 は Simpson（2018）と福祉教育ラボの整理、4 は自立生活運動の資料にもとづきます。

スライド 47　明日から試すことを、1 つだけ

個人で 3 分。書いた目標は提出しなくてかまいません。

講師用ガイド（20 ／ 20）｜話す要点と、問いの答え

スライド 48　この教材を使うときに

利用条件は CC BY 4.0 です。出典（福祉教育ラボ・教材名・ URL ）とライセンスを示し、改変した場合はその旨を示せば、改変・再配布できます。引用した第三者の文章と福祉教育ラボのロゴは、このライセンスの対象外です。

事業所や学校の状況に合わせて、スライドを書き換えて使ってください（ PowerPoint 版が必要な場合はお問い合わせください）。